

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は12月1日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

12月1日本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受けました。続いて、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議いただきました。

3日には第1常任委員会を開催し、委員会付託議案の審査、委員会採決を行っていただきました。誠にありがとうございました。

また、監査委員から、お手元に配付のとおり、例月出納検査の結果について報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎日程第1 議案第44号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第1、議案第44号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。大竹勝子議員。

○6番（大竹勝子君） 6ページですけれども、対象になるのはどんな業種、企業かを具体的に教えてください。

それから、この改正条項の対象となり得る業種、企業がほかにあるとすれば、その例を示してもらいたいと思います。

それから、免除措置による町としての減収額をどの程度と見積もっているのか、知らせてください。

それから、免税する期間はいつまでなのか、無期限か、その辺も教えてください。

対象となる業種、企業への優遇及び町財政の減収に見合う町財政、地域経済、町民生活等へのメリットはあるのか。具体的に示してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、私のほうから、今御質問のあった、1点目、2点目、5点目について回答させていただきます。

まず、1点目と2点目、対象になるのはどんな業種、企業か、2点目、この改正事項の対象となり得る業種、企業、ほかにあるとすれば、その例を示されたいという点でございますけれども、全協の際にも説明させていただきましたので、改めて説明をさせていただきます。

対象となる業種につきましては、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業でございます。今回、改正事項の対象となり得る業種というのは、改めて追加で情報サービス業が追加されているところでございます。分かりにくいところで、個別であるとのことですので、情報産業を改めて追加されるものについては、C B B S、ゾーホージャパンが対象になるのではないかと思います。

また、5番目の、対象となる業種、企業への優遇及び町財政の減収に伴う町財政、地域経済、町民生活へのメリットはあるのかということでございます。これにつきましては、まず、税制上の優遇につきましては、固定資産税の減免ということでございます。町の財政に及ぼす影響ということで、当然減免されれば、固定資産税が入らないわけですがけれども、その分75%分は交付税で補填していただけないというような制度になっております。メリットとしましては、やはりこういう制度でございますので、既存の企業であれば、増設、生産の向上によって雇用が増大されるか、または進出される企業ですと、新たな雇用が創出されるのではないかと思います。

私のほうからは以上です。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） それでは、私のほうからですがけれども、3つ目に御質問のあった、免除措置による町としての減収額をどの程度見積もっているかということと、免税する期間はいつまでか、無期限かという御質問に対してですがけれども、まず、減収額をどの程度見積もっているかということですがけれども、今回のものは新たに申請がされ、その課税標準額で計算されるため、現時点では当然想定ができません。申請ごと、申請後の算定となりますけれども、今、企画課長が話されたように、減免された固定資産税の75%は交付税とし

て措置がされますので、町としての減収は25%程度と見積もっております。

それから、免税する期間ですけれども、これは税条例21条の1項に記載のとおり、3年間というふうにありますので、免除期間は3年間になります。

以上です。

○議長（杉山広充君） 以上、答弁がありましたけれども、ほかに質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 免除する期間が3年ということですが、それ以降は普通に入ってくるということですか。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） 免税というのは3年間ですので、4年目からは通常のものが入ってくるということになります。

以上です。

○議長（杉山広充君） 大竹議員、いいでしょうか。

○6番（大竹勝子君） 以上です。分かりました。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第44号、川根本町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第45号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第2、議案第45号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する

条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 補償保険料減額の原因と要因は何でしょうか。今後の見通しも教えてください。

それから、補償保険料が引き上げられたりした場合にはどう対処するのか。

3番目に、実質的な給付額の増額と考えられるが、今後一層充実される見通しはあるのか。町独自の上乘せを図る考えはあるのか。できないとすれば何が、制度面の障害があるのか。特段の子育て支援策が求められているはずではないでしょうか。教えてください。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） 3点ほど御質問があったと思います。

まず1点目、補償保険料減額の原因、要因と今後の見通しということですが、原因と要因につきましては、医療の進歩による対象児童の減少によって保険料が安くなる、よって、掛金が安くなるということです。

今後の見通しですが、そういう対象児童が減少すれば、保険料は減額される見通しになっていくと思います。

2番目、補償保険料が引き上げられたりした場合はどうかという質問ですが、掛金分の改正がされると思われます。そうしたら、その改正に伴って町の条例、規則も改正されていきます。

3つ目の御質問、今後一層充実の見通しはあるかと、上乘せの考えはあるかということですが、今後の見通しなんですけれども、この出産育児一時金というのは、かなり改正され、上がってきておりますので、今後も出産にかかる費用に対しては、弾力的な改正がされることが想定されます。

それから、町独自の上乘せについてですが、出産育児一時金というのは出産費用の助成であり、この金額というのは公的病院における正常分娩の平均的な金額に近いものとなっております。そうしたことから、この出産育児一時金について、現時点では担当課として上乘せする考えはございません。

以上です。

○議長（杉山広充君） 大竹議員、いいですか。

○6番（大竹勝子君） 以上です。分かりました。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで討論を終わります。

これから、議案第45号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第45号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町高齢者デイサービスセンター）

○議長（杉山広充君） 日程第3、議案第46号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 議案の9ページからですけれども、社協の財産が年々減少していますけれども、実質的には赤字となっていると考えられますけれども、町民にとってなくてはならない重要な存在だと思えますけれども、持続的、安定的な運営が続けられるためには、町としてどう対処する考えがありますか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 議案第46号関係でありますけれども、高齢者デイサービスセンターであります。社会福祉協議会の運営という質疑でありますので、健康福祉課より回答をいたします。

行政と社会福祉協議会は、福祉の両輪と言われる、同時に、社協については、社会福祉法第190条に規定される、地域社会にとって大変重要な団体ということでございます。その運営費ですけれども、会費、町からの補助金、県の社協や町からの委託費、自主事業の収入、こういったもので賄われているということでございまして、町社協の決算の推移によれば、前年度の繰越金は毎年度減少傾向にあるということでございます。さらに、令和3年度の同団体の予算書を見れば、積立金の一部を充当して運営経費に回しているという実態も考えます。

社協は、行政とは別組織であります。しかしながら、大竹議員もおっしゃられたように、地域にとって重要な団体、それは法的にも認められているということでございます。町としましても、今でも継続的な協議、あるいは補助金交付、こういったもので支援をしております。

す。

まずもって、同団体が今後継続的に事業を実施していくための対応策を講じた上で、それでも不足するものがあれば、財源を考える。あるいは町、社協が連携して取り組むべき重要な課題、そうしたものに新しく取り組むという費用、あるいは体制、そういったことが整えば、様々な面から支援を検討していけるといふふうに考えております。

○議長（杉山広充君） 大竹議員、いいでしょうか。

○6番（大竹勝子君） 分かりました。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで討論を終わります。

これから、議案第46号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 全員起立です。

したがって、議案第46号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター）

○議長（杉山広充君） 日程第4、議案第47号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター)を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第47号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第48号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町福祉センター)

○議長(杉山広充君) 日程第5、議案第48号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第48号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センタ

一) は、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町障害福祉サービスセンター)

○議長(杉山広充君) 日程第6、議案第49号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町障害福祉サービスセンター)を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) みどりの丘、えまつの在り方について伺います。現状の延長線上では、本来目指されるべきとされている、普通に生活できるということは難しいと考えられますが、町としては両施設のあるべき姿をどのようなものと考えているのでしょうか。来年度以降、3年間、また運営を担うわけですけれども、社協の側はどのような構想なりを持っているかをまた知らせてください。

○議長(杉山広充君) 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長(鈴木浩之君) 町としましては、現在、唯一の障害福祉サービスの拠点であるということでございます。そういう形で川根本町障害福祉サービスセンターを設置、運営をしております。

その中で、就労継続支援B型事業というのをツールに、障害のある方の自立した日常生活、あるいは社会生活を営むことができるよう支援をしていくということでございます。これが施設のあるべき姿ということになっています。

社協の将来構想、この指定管理を受けるに当たってという御質問だと思いますけれども、就労継続支援施設としての仕事、利用者が行う仕事の安定確保、受注請負、そういったものの安定的な確保、それから労働能力の向上と職場としての作業のしやすさ、そういった工夫、就労支援を通して日常生活、社会生活支援、そうしたものを継続して対応していくという方法であるというふうに承知をしております。

○議長(杉山広充君) 6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 就労者が1か月に頂いているお金というのが1万2,000円くらいだと聞いているんですけども、その辺で普通の生活ができるというふうに考えているわけですか。

○議長(杉山広充君) 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長(鈴木浩之君) 利用者の方はほかにも収入がありまして、御家族もいらっしゃる場合もございますし、あるいは障害者年金を受給している場合もあるということでありまして、この施設で就労したことのみの収入で生活をしているというわけではないということでございます。

○議長（杉山広充君） 大竹議員、いいですか。

○6番（大竹勝子君） いいです。

（何事か言う者あり）

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで討論を終わります。

これから、議案第49号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町障害福祉サービスセンター）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第49号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町障害福祉サービスセンター）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町観光振興センター）

○議長（杉山広充君） 日程第7、議案第50号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町観光振興センター）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 観光振興センターについては、真に町・地域の観光振興の拠点として、また、訪れる方々にとって頼りになる情報源、また、支援施設としての役割を果たすためにどのような運営が望ましいと考えていますか。観光協会側から、この点について今後の方針、もしくは考え方を示されているのか、お聞きします。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） まず、観光振興センターについての運営ですけれども、この施設におきましては、千頭駅前、奥大井の玄関口ということもありまして、観光振興の拠点として町は考えております。そのような中で、指定管理者であり総合的な案内ができる観光協会が中心となって、同施設の目的である観光振興や産業振興及び交流促進を図りながら、地

域経済の発展に資する事業を推進していくことが必要だと考えております。

また、観光協会の今後の方針、考え方でございますが、観光協会におきましては、利用団体や観光事業者とも情報を共有しながら、社会情勢に沿った情報発信の強化や、近年、ガイドつき体験ツアーなど、希望する来訪者も増えている状況でございます。そのような中で、ツアーデスク、また、アクティビティードスク的な役割も今後担っていきながら、この施設をそのような来訪者の発着点として利用していくような形でいければというようなことで考えている状況でございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 大竹議員、いいですか。

○6番（大竹勝子君） はい。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町観光振興センター）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第50号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町観光振興センター）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について

（寸又峡温泉野天風呂）

○議長（杉山広充君） 日程第8、議案第51号、公の施設の指定管理者の指定について（寸又峡温泉野天風呂）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 寸又峡温泉野天風呂について、町としてどのように利用を促進する対

策を考えているのか、それとも地区に任せきりなのか、地元組合側からの何か構想なり要望
なりは示されていないのか、教えてください。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 寸又峡温泉野天風呂の利用促進についての考えですけれども、
野天風呂の利用促進につきましては、指定管理者である寸又峡美女づくりの湯観光事業協同
組合、それから町観光協会におきましても、今まで様々な取組は実施している状況でござい
ます。

今年度におきましても、組合におきましては、町の補助事業ではありませんけれども、別
の補助事業を活用しながら、紅葉シーズンにはこのような温泉地をゆっくりくつろげるよう
なガイドを作成して配布等もしております。

それから、観光協会におきましても11月20日から、閑散期であります2月いっぱいですけ
れども、協会のホームページ、また、チラシ等で配布はしてありますけれども、このような
奥大井ゆめぐりチケット、このようなものを、寸又峡におきましては露天風呂、それから旅
館でも日帰り者が入れるような、このようなチケットも今実施をしております。そのような
中で、決して組合のみではなく、町観光協会も一体となって取り組んでいるということす
ので、その点については御理解をいただきたいと思います。

それから、組合からの要望でございますが、特に構想的な要望はございませんが、今後、
指定管理者として運営していく中で、経営面、サービス面の向上について、相談はあるか
と思います。そのような中で、町としてもそのような協議の場は設けていきたいと考えており
ます。

以上です。

○6番（大竹勝子君） 分かりました。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号、公の施設の指定管理者の指定について（寸又峡温泉野天風呂）を
採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第51号、公の施設の指定管理者の指定について（寸又峡温泉野天風呂）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第52号 令和3年度川根本町一般会計補正予算（第5号）

○議長（杉山広充君） 日程第9、議案第52号、令和3年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子議員。

○6番（大竹勝子君） 税務総務費、22節の細節4で、過誤納還付金が320万円ですけれども、それは中電の分社化によって法人税割がなくなったということで、予定納税分を還付することで説明があったんですけれども、中電の法人税は今後も全然見込めないということですか。お聞きします。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） この過誤納還付金ということですが、今おっしゃったように法人税割なんですけれども、この法人税割というのは当然収益に左右されますので、ここの企業がどうのこうのというよりも、法人税をもらうためには、その企業が収益を上げない限り、うちのほうは見込めませんので、今後も見込めないのかといった質問に対しては、収益が上がらない限り見込めないという回答にさせていただきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 大竹議員、いいでしょうか。

○6番（大竹勝子君） いいです。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号、令和3年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第52号、令和3年度川根本町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第53号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(杉山広充君) 日程第10、議案第53号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子議員。

○6番(大竹勝子君) 保険基盤安定繰入金が増額されているのは、所得の低い方の加入者が増加しているということではないでしょうか。町として独自の軽減措置を上乗せする、もしくは生活支援措置を講じる考えはありませんか。伺います。

○議長(杉山広充君) 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長(坂下 誠君) まず、確認していただきたいことなんですけれども、保険基盤安定繰入金が増額というのは、所得が低い加入者が増加したことによるものではありません。全協でも御説明させていただきましたけれども、税率を改正したことによって、軽減世帯分の税収補填している国・県・町で負担する額が増えたことによるものであります。

2つ目、その上乗せとか生活支援ということなんですけれども、町独自の軽減措置の上乗せや生活支援措置に関しましては、現時点では難しいと考えております。

以上です。

○6番(大竹勝子君) 分かりました。

○議長(杉山広充君) ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第53号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第54号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(杉山広充君) 日程第11、議案第54号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第54号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第55号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長（杉山広充君） 日程第12、議案第55号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第55号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前10時20分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○議長（杉山広充君） お諮りします。

ただいま町長から議案2件が提出されました。

これを日程に追加し、お手元に配付した議事日程第2号追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、議事日程第2号追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題とすることに決定いたしました。



◎追加日程第1 議案第56号 工事請負契約の締結について

○議長(杉山広充君) 追加日程第1、議案第56号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) それでは、議案第56号、工事請負契約の締結について、提案理由を説明いたします。

本件は、令和3年度林道施設災害復旧事業、林道平栗線(1号箇所)災害復旧工事、これは8月豪雨災害です、請負契約の締結について議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る11月25日に土木工事に関する特定建設業許可を有する町内5業者をもって指名競争入札を実施し、株式会社柳澤組が落札し、契約金額4,658万5,000円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、前回の臨時議会で繰越明許費をお認めいただきましたが、議決の日の翌日から令和4年10月31日を予定しております。

以上、御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第2 議案第57号 工事請負契約の変更契約の締結について

て

○議長(杉山広充君) 追加日程第2、議案第57号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) 議案第57号、工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年度電源立地地域対策交付金事業、本川根南部簡易水道青崎配水池新設工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事契約は、令和3年4月26日に、水道施設工事に関する特定建設業許可を有する町内

4業者をもって指名競争入札を実施、その後、令和3年5月11日の令和3年第3回臨時議会により、契約締結の議決を受け、請負金額7,645万円で株式会社柳澤組と契約締結したものであります。

今回、現場精査による道路内配管工事の数量調整等に伴い、契約額を3万4,100円減額し、変更後契約金額7,641万5,900円で変更請負契約を締結しようとするものであります。

以上、御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（杉山広充君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、12月17日午前9時に開会し、一般質問を行います。また、第1常任委員会に付託した議案の委員長報告、質疑、討論、採決、追加案件の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

ありがとうございました。

散会 午前10時26分